



労働かながわ

2017 1・2月号
No.705

ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会

県では、県内企業に勤めるすべての社員が、それぞれに希望する働き方を実現できる職場づくりを応援し、企業における「働き方改革」を推進するため、下記の講座を開催します。

今回は、今、最もホットな話題「働き方改革」をテーマに、日本の労働時間・休暇の問題点、そしてその解決策を探るセミナー及びグループワークを開催します。

日 時：平成29年1月24日(火) 14:00～16:00

会 場：川崎市役所第4庁舎4階第7会議室 川崎市川崎区宮本町3-3 (JR川崎駅・京急川崎駅から徒歩約10分)

講 師：早稲田大学 商学学術院教授・博士(商学) 小倉 一哉氏

テーマ：「働き方改革～日本の労働時間・休暇の問題点～」

申 込：県のホームページから申込できます。…………… <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4363/>

問い合わせ：神奈川県 産業労働局 労働部 労政福祉課 両立支援グループ…………… ☎045-210-5746

《 ともに生きる社会かながわ憲章 》

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまで「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

主な内容

- ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会の開催…………… P.1
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」について…………… P.1
- かながわ「現代の名工展」の開催…………… P.2
- 過労死等防止対策セミナーのお知らせ…………… P.2
- 若者のための労働法基礎講座のお知らせ…………… P.2
- 平成29年の抱負（連合神奈川会長・神奈川県経営者協会会長）…………… P.3

●●●● かながわ「現代の名工展」を開催します! ●●●●

「現代の名工」とは、日本のものづくりの維持・発展に大きな役割を果たしてきた技能者のことです。

「現代の名工」が長年にわたり果たしてきた役割を振り返り、改めて技能伝承について理解を深めるため、名工の皆様による作品展示会を以下のとおり開催します。

普段の生活ではあまり見ることができない、職人の誇りと卓越した技能を感じられる作品ばかりです。入場無料となっておりますので、みなさまのご来場をお待ちしています。

- ◆開催日時：平成29年2月2日(木) 10:00～19:00 平成29年2月3日(金) 10:00～17:00
- ◆会場：横浜新都市ビル(横浜そごう)9階「市民フロア」センタープラザ **入場無料**
- ◆主な内容：◇平成28年度「現代の名工」紹介 「現代の名工」のパネルによる作品紹介と作品等の展示。
◇トークイベント(2月2日のみ)「現代の名工」本人のインタビューによる、仕事内容や作品、道具等の紹介、解説。
◇「神奈川の名工」作品展示 過去の「現代の名工」受賞者を中心に「神奈川の名工」の作品展示やパネルによる作品紹介
- ◆問い合わせ：かながわ技能振興コーナー(神奈川県職業能力開発協会) ☎045-633-5403

過労死等防止対策セミナーのお知らせ

参加費 無料

近年、過重労働等による健康障害や過労自殺を含む過労死が大きな社会問題となっています。過労死等を防止するためには、使用者や労働者とその御家族はもちろん、社会全体の理解と取組が必要です。

そこで、過労死等の実態や使用者等に求められる対策をより多くの方々に理解していただくため、次によりセミナーを開催します。

- 日時：平成29年3月14日(火) 14:00～16:00
- 場所：横浜情報文化センター情文ホール
(〒231-0021 横浜市中区日本大通11番地、みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口徒歩0分、JR「関内駅」南口徒歩10分)
- 対象：過重労働や過労死等への対策に関心をお持ちの使用者、労働者、その御家族、そのほかこの問題に関心をお持ちの方(定員200名)
- 講師：川人 博氏(電通事件代理人弁護士、厚生労働省・過労死等防止対策推進協議会委員ほか)
- 主催：神奈川県 ○共催：(一社)神奈川県経営者協会、連合神奈川
- 申込方法：次のいずれかの方法でお申込みください。
①任意の様式で次の事項を記載の上、次へFAXで送信
・FAX番号 **045-210-8873**
・記載事項 「3月14日過労死等防止対策セミナー申込み」の旨
「電話番号」、「参加者氏名」、「参加区分」：使用者、労働者、学生、その他
②県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535805/>) から
- お問い合わせ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課労政グループ ☎045-210-5739 FAX045-210-8873

～安心して働くために～

知らないと損をする! 若者のための 労働法基礎講座

無料

働くことについて、基本的なルールを知るとは、自分の職場環境を見直し、安心して働き続けることにつながります。この講座では、採用、退職、労働時間、休日など、働くときに必要となる労働法の基礎知識や、いわゆる「ブラック企業」などについて、2時間でコンパクトに解説します。就職活動中の方、若者の就労を支援している方、その他、関心のある方はどなたでも、ぜひご参加ください。

- ◆日時・会場【横浜会場】平成29年2月25日(土) 10:00～12:00
神奈川県立かながわ労働プラザ4F第3会議室(横浜市中区寿町1-4)
- 【相模原会場】平成29年3月4日(土)13:30～15:30
ユニコムプラザさがみはら3Fマルチスペース(相模原市南区相模大野3-3-2)
- ◆講師 法政大学法学部 教授 沼田 雅之 先生
- ◆申込み・お問い合わせ (公財)神奈川県労働福祉協会 ☎045-633-5410 FAX045-633-5412



申込フォームはこちら

いこいの村あしがら から 特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金：1泊3食 9,720円～(税込)
特典：翌日の昼食付き
翌日10:00～15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金：1泊2食 7,560円～(税込)
特典：会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問い合わせは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

〈各プランご利用にあたって〉

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。・お部屋は全室和室となっております。・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。・1部屋4～5名様料金です。



平成29年の抱負



【持続可能性・サステイナブル】



連合神奈川 会長 柏木 教一

明けましておめでとうございます。

昨年、私ども連合神奈川は、多くの方々にご協力いただきながら運動を展開することが出来ました。衷心より御礼申し上げます。

世界全体で持続可能性が叫ばれ出して十数年が経ちます。この間、様々な取り組みが行われてきましたが、一向に持続可能性が見えてきません。重要なことは、現行の社会システムの中で続けるもの・変えるものを峻別すること。根拠の脆弱な人口数の維持や回復を前提にした政策や極めて都合の良い経済成長を当てにするのではなく、基礎教育や倫理観、社会への信頼感、ダイバーシティの許容など次の時代へ繋ぐための社会基盤の維持・滋養を図らなければならないことだと考えています。さらに言えば、戦後の成長期の成功体験から脱却した、地域に合ったグローバルな社会を構築することなのではないでしょうか。

本年もよろしくお願いいたします。

【誰もが活躍できる社会】実現のために!!

一般社団法人神奈川県経営者協会 会長 小俣 一夫

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、アベノミクス「新三本の矢」の実現を目指す政策が相次いで示され、産業界は様々な対応要請を受けました。当協会としても、多くの方々のご支援・ご協力をいただきながら、これら要請に関わる取組み、諸活動を進めることができ、衷心より御礼を申し上げます。

昨今、「誰もが活躍できる社会」の実現が重要な課題になっています。経済の好循環、持続的発展のためにも、働く者誰もが仕事に生きがいを感じ、生活の質を向上させられるよう、“産業構造”の変革、“働き方”の改革が急がれます。

経営者の視点としては、従前の雇用慣行、意識、制度の修正もさることながら、真に労働現場の生産性の向上を図り、一労働単位あたりの創出付加価値を上昇させていくことがその大前提であり、職場環境の整備、仕事のやり方の工夫、職場の活性化等に関わる実効性ある施策を打出していきたいと思えます。

引き続き、行政・企業・労働団体等関係者の皆さんと協調をとりつつ、様々な課題への取組みを着実に進めていきたいと考えております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



かながわ労働情勢 8 9 10 11 月

I 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第335回 五役会、第308回 執行委員会】
9月27日、第335回五役会、第308回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、委員の推薦等について
- 2 連合神奈川第28回年次大会の開催について
- 3 政治活動の取組について
- 4 組織拡大実績の報告要請並びに2017年度に向けて
- 5 組織拡大実践研修会の開催について
- 6 その他

【第336回 五役会、第309回 執行委員会】
10月25日、第336回五役会、第309回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、委員の推薦等について
- 2 小田原・足柄地域連合職員の採用について
- 3 第28回年次大会の議案等について
- 4 2017年「新春の集い」について
- 5 政治活動の取組について
- 6 組織拡大実績と組織表彰について
- 7 北方領土返還要求運動神奈川県民大会の開催について
- 8 その他

■神奈川労連

【第1回幹事会】

11月5日、第1回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 2017国民春闘方針・第1次案
- 2 組織拡大・強化について
 - ① 秋の拡大月間の取組状況
 - ② 介護関連など重点分野の具体化
 - ③ 全労連共済の推進
- 3 当面の取組
 - ① 「最低賃金裁判」東京高裁判決日に向けた取組
 - ② 公務員賃金闘争・年末一時金闘争
 - ③ 国会議員への要請行動
 - ④ 沖縄統一署名の推進について

II 主要労組の定期大会

■電機連合神奈川地方協議会

電機連合神奈川地方協議会(岡元茂樹議長、60,000人)は、8月30日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約200人を集め、第64回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 生活の質的向上をめざす運動
- 2 雇用を守り経営対策を強化する運動
- 3 組織強化、拡大、充実を図る運動
- 4 政策・制度の実現と政治活動の強化を図る運動

【役員の名】

議長 岡元 茂樹(再・富士通)
副議長 小島 隆洋(再・東芝)
岡崎 俊博(再・三菱電機)
伊藤 恒雄(再・NEC)
奥村 知弘(再・日立)
京念 英幸(新・パナソニック)
事務局長 佐藤 信也(再・日立)

■横浜労働組合総連合

横浜労働組合総連合(町村修議長、72,359人)は、9月3日、建設プラザかながわにおいて、代議員、役員、来賓等80人を集め、第27回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 労働者の生活改善と賃金の底上げ
- 2 組織拡大・強化
- 3 憲法を守りぬく闘い
- 4 安倍暴走政治を打倒する闘い
- 5 横浜市長選挙で市政を転換する闘い

【役員の名】

議長 政村 修(再・横浜市従業員労働組合)
副議長 澤田 逸夫(再・神奈川地区労働組合総連合)
福田 信男(新・神奈川土建横浜協議会)
古山 啓一(再・横浜南部労働組合総連合)
横関 克弘(再・横浜北部地区労働組合協議会)
事務局長 神田 雄一(再・横浜地区労働組合協議会)

■全国福祉保育労働組合神奈川県本部

全国福祉保育労働組合神奈川県本部(佐藤正樹執行委員長、300人)は、9月11日、地球市民かながわプラザ

において、代議員、役員、来賓等約50人を集め、第33回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組合員の「要求」を力に、組合活動を活発に展開する。
- 2 職場環境の改善を図る。
- 3 組合員を増やす取組を積極的に推進する。
- 4 争議支援を進める。
- 5 福祉の制度改善を強く求める。
- 6 その他

【役員の名】

執行委員長 佐藤 正樹(再・緑陽苑分会)
副執行委員長 松本 恵美子(再・横浜保育所分会)
書記長 松下 圭一(再・瀬谷はーと分会)

■西湘地域労働組合総連合

西湘地域労働組合総連合(山口与司雄議長、2,213人)は、9月22日、県小田原合同庁舎において、代議員、来賓等約50人を集め、第23回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 安否体制(=戦争法)廃止、戦争する国づくりを許さないたたかい
- 2 賃金引上げ、労働条件改善、「働くルール」確立のたたかい
- 3 組織拡大・強化
- 4 地域共同のたたかひの中心を担う

【役員の名】

議長 山口 与司雄(再・神奈川土建一般西湘支部)
副議長 伊藤 光治(再・全労連全国一般小田原地区協議会)
岩部 利雄(再・神奈川土建一般西湘支部)
北川 和徳(再・神奈川県職労西湘支部)
事務局長 原田 典子(再・神奈川県病院労働組合総合病院分会)

■神奈川県医療労働組合連合会

神奈川県医療労働組合連合会(土谷 正明執行委員長、7,164人)は、9月25日、かながわ労働プラザにおいて、代議員、役員、来賓等約60人を集め、第60回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 大幅増員・看護闘争の取組
- 2 医療・介護労働者の生活保障と働き続けられる労働条件の確保・改善
- 3 憲法改悪防止、平和と民主主義の擁護、政治の転換
- 4 組織強化・拡大、共済の推進、財政の確立
- 5 青年・女性の取組

【役員の名】

執行委員長 古岡 孝広(新・医生活かながわ労組)
副執行委員長 高橋 渡(再・全医労神奈川地区協)
鮫島 彰(再・県病院労組)
松原 文江(再・川医協労組)
早川 陽子(新・市大病院労組)
書記長 柏木 哲哉(新・専従)

■日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部

日本基幹産業労働組合神奈川県本部(中島 康元委員長、16,296人)は、10月5日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約130人を集め、第14回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 安定・安心を目指して
- 2 活力ある組織運営を目指して

【役員の名】

委員長 中島 康元(再・IH労働組合連合会横浜支部)
副委員長 網島 和彦(再・JFEスチール京浜労働組合)
吉川 洋一(再・キャピラージャパン労働組合相模地区)
事務局長 三浦 武志(再・三菱重工労働組合相模原支部)

■湘南ユニオン

湘南ユニオン(下山友子議長、1,27人)は、10月7日、湘南ユニオン事務所において、組合員、来賓等約30人を集め、第14回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 格差拡大・雇用不安をなくし、諸闘争の勝利に向けて
- 2 ユニオンの機能強化と組合員参加型運営を
- 3 みんなが参加した活動や行事を
- 4 各団体と連携して運動の広がりを

【役員の名】

執行委員長 下山 友子(再・地域活動支援センター)
副執行委員長 宇佐美裕子(新・会計事務所)
風呂橋 修(再・専従)
石川 秀夫(再・専従)

書記長 市川 力政(新・部分専従)

■全駐留軍労働組合神奈川地区本部

全駐留軍労働組合神奈川地区本部(飯島智幸執行委員長、5,208人)は、10月8日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約120人を集め、第58回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 雇用確保・離職者対策の強化
- 2 駐留軍等労働者のステータスの確立
- 3 国内法令遵守、国公準拠、労働慣行の尊重
- 4 賃金・労働条件の維持・改善
- 5 社会的・国民的な課題の実現
- 6 組織拡大強化と財政の確立

【役員の名】

執行委員長 飯島 智幸(再・専従)
副執行委員長 相馬 雅和(新・横須賀支部)
山田 修士(再・さがみ野支部)
書記長 乙川 寛喜(新・横須賀支部)

■厚木地区労働組合協議会

厚木地区労働組合協議会(関谷幸夫議長、27団体)は、10月15日、アミュールあつぎ市民交流プラザにおいて、代議員、来賓等約40人を集め、第52回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 私たちをめぐる情勢の特徴
- 2 厚木地区労働運動の基調と重点的課題
- 3 運動の具体的取組
 - (1) 生活を守るたたかい
 - (2) 合理化・不当解雇・差別・権利侵害に反対し、争議に勝利するたたかい
 - (3) 住民要求を実現するたたかい
 - (4) 平和と民主主義を守るたたかい
 - (5) 文化・スポーツ・レクリエーション活動
 - (6) その他

【役員の名】

議長 関谷 幸夫(再・神厚労労勢原支部)
副議長 浅見 大行(再・神奈川土建一般労組厚木支部)
事務局長 石山 卓男(再・神奈川県職労県央支部)

■川崎労働組合総連合

川崎労働組合総連合(菅野明議長、14,000人)は、10月16日、川崎市立労働会館において、代議員、役員、来賓等約51人を集め、第27回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組織の拡大強化と若手の人材育成の本格取組をめざす問題提起
- 2 平和と民主主義を守り、憲法改悪を許さない運動
- 3 労働者の闘いを前進させる
- 4 国民・市民的課題での運動の前進を
- 5 組織強化と拡大について
- 6 その他

【役員の名】

議長 菅野 明(再・川崎医療生協)
副議長 塚原 信介(再・年金者組合・川崎支部協議会)
大貫 春男(再・化学一般・全川崎地域労組)
益田 修次(再・神奈川土建・川崎支部協議会)
事務局長 長島 進一(再・川崎労働組合総連合)

■湘南地域労働組合総連合

湘南地域労働組合総連合(澤口勇議長、3,983人)は、10月23日、藤沢公民館において、代議員、来賓等約50人を集め、第33回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組織的前進を図る
- 2 賃金の底上げを実現する
- 3 「雇用改悪」を許さない
- 4 消費税中止、社会保障の拡充を求める
- 5 地域経済・地域社会の活性化をめざす
- 6 憲法を守り、活かす運動を
- 7 核兵器廃絶、震災復興、原発ゼロを求める
- 8 すべての争議を勝利するたたかい
- 9 政治の民主的転換をめざす

【役員の名】

議長 澤口 勇(再・医労連藤沢市民病院労組)
副議長 石山 斉(再・神奈川土建一般労組茅ヶ崎川支部)
光島 二郎(再・神奈川土建一般労組湘南支部)
事務局長 塚本 和則(再・郵政産業労働者ユニオン藤沢支部)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が6件(17件)、終結は2件(14件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(27件)、終結は8件(35件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は平成28年累計件数です。

なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

調整事件一覧(10・11月 申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
平成28年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年6月17日	・解雇	平成28年10月12日	解決
平成28年(調)第8号事件	あっせん	株式会社(製造業)	労働組合	平成28年8月1日	・団交ルール等の調整	平成28年10月19日	解決
平成28年(調)第12号事件	あっせん	労働組合 争議団	株式会社(製造業)	平成28年10月6日	・神労委調25-3号事件の平成25年6月12日付け「確認書」第1項及び第2項記載の各確認事項の履行		
平成28年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	医療法人(医療、福祉)	平成28年10月26日	・雇用問題		
平成28年(調)第14号事件	あっせん	労働組合	株式会社(製造業)	平成28年11月1日	・未払賃金等の支払		
平成28年(調)第15号事件	あっせん	労働組合	株式会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成28年11月14日	・団交拒否 ・合意書履行		
平成28年(調)第16号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年11月18日	・団交ルールの確立		
平成28年(調)第17号事件	あっせん	労働組合	株式会社(建設業)	平成28年11月25日	・未払賃金		

不当労働行為事件一覧(10・11月 申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成25年(不)第40号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成25年12月18日	・労働条件変更にかかる事前協議実施 ・誠実団体交渉実施 ・労働条件変更の撤回 ・バックペイ ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月2日	一部救済
平成26年(不)第17号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成26年6月5日	・配置転換の撤回 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月2日	一部救済
平成26年(不)第29号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成26年10月1日	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月2日	一部救済
平成26年(不)第24号事件	労働組合	株式会社(建設業)・株式会社(建設業) 株式会社(運輸業、郵便業)	平成26年7月10日	・団体交渉応諾・誠実団交実施 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月9日	無関与和解
平成27年(不)第32号事件	労働組合	市(公務)	平成27年11月16日	・被申立人本庁舎敷地内において同等程度の代替施設の提供をせずに、申立人事務所の明渡しを要求することの禁止 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーテイス及び被申立人ホームページへの掲載	平成28年11月10日	無関与和解
平成28年(不)第14号事件	労働組合	市教育委員会(公務)	平成28年5月23日	・誠実団体交渉実施 ・解雇(解任)の撤回 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月14日	関与和解
平成28年(不)第17号事件	労働組合	市(公務)	平成28年7月22日	・誠実団体交渉実施 ・解雇(解任)の撤回 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月14日	関与和解
平成27年(不)第14号事件	労働組合	株式会社(卸売業、小売業)	平成27年6月4日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーテイス	平成28年11月24日	一部救済
平成28年(不)第23号事件	労働組合	株式会社(サービス業)・株式会社(製造業)	平成28年10月13日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーテイス		
平成28年(不)第24号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成28年10月25日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーテイス		
平成28年(不)第25号事件	労働組合	市(公務) 株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年10月31日	・組合事務所への貸与 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーテイス		
平成28年(不)第26号事件	労働組合	株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成28年11月7日	・誠実団体交渉実施 ・誹謗中傷の禁止 ・Aの受傷が同人の過失による旨の主張の禁止 ・ポスト・ノーテイス		
平成28年(不)第27号事件	労働組合	株式会社(卸売業、小売業)	平成28年11月15日	・出勤停止処分の撤回及びバックペイ ・団体交渉応諾 ・年次有給休暇の付与 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーテイス		

図書紹介



ルポ 雇用なしで生きる
スペイン発「もうひとつの生き方」への挑戦
工藤 律子
出版社 岩波書店

本書では「人の価値観を変え、より人間的な世界を創り出す可能性」を期待された「もうひとつの経済」としての「時間銀行」や、社会連帯経済の一端を担うスペインの組織・人々の取り組みを紹介。深刻な経済危機と高い失業率が発端となった15M(5月15日運動)をきっかけに、既存の資本主義では人間的幸福を得られないことに気がついた「怒れる者たち」が中心となり広まった。人の価値観を変え、より人間的な世界を創り出す可能性を秘めた「もうひとつの世界」を実現しようとしている人々の情熱が伝わってくる。



ザ・町工場
“女将”がつくる最強の職人集団
諏訪 貴子
出版社 日経BP社

著者は超精密金属加工を得意とする「町工場」ダイヤ精機 株式会社の2代目「女将」社長。人材難によりものづくりの技術の継承が難しくなっている中、若い人材の確保・育成に力を注ぎ、組織の若返りに成功する10年余りの軌跡を綴る。試行錯誤を重ねながら柔軟な発想で会社の改革・再生を成し遂げたリーダーシップは、メディアで「町工場の星」と呼ばれ、地元 大田区、そして日本のものづくりの継承を目指すその活動は高い評価を受けている。

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 かながわ労働プラザ 労働情報コーナー 担当：高山 天野 ☎045-633-5413

シリーズ **実務に役立つ労働判例**

使用者の中立保持義務

日産自動車事件（最高裁判所第3小法廷 昭和60年4月23日判決 労働判例450号23頁）

1. 事案の概要

乗用車等の製造を業とするY社は、昭和41年8月にA社を合併しました。合併前のA社にはX労組という労働組合があり、Y社にはB労組という多数組合がありましたが、合併に際し、X労組の組合員の大半がB労組に移り、ごく少数の者がX労組に残ったことから、合併後のY社には多数組合のB労組と、少数組合のX労組が併存していました。

Y社では、従来から工場の製造部門で昼夜2交替制をとり、計画残業と称する恒常的な時間外・休日労働体制を採っており、Y社は、旧A社のC工場にも計画残業等を取り入れることにしました。C工場にはX労組の組合員が少数ながら組織されていたところ、X労組はかねてから深夜勤務、計画残業に反対の意向を示したので、Y社はB労組とのみ協議を行い、B労組の組合員にのみ交替勤務、残業（計画残業を含む）を命じ、X労組の組合員は昼間勤務のみとして一切の残業を命じませんでした。

このことが、X労組とB労組の組合員とを差別する労組法7号3号の支配介入の不当労働行為であるとして、X労組が東京都労働委員会に救済申し立てを行い、労働委員会は救済命令（昭46.5.25）を発したところ、Y社が中労委に再審査を申し立て、棄却されました（昭48.3.19）。Y社が中労委の再審査命令の取消しを求めたのが本件です。1審（東京地判昭49.6.28）は、Y社の請求を認容しましたが、原審（東京高判昭52.12.20）は一審判決を取り消し、Y社の請求を棄却したので、Y社が上告しました。

2. 判決の要旨

上告棄却

- (1) 複数組合併存下にあっては、各組合はそれぞれ独自の存在意義を認められ、固有の団体交渉権及び労働協約締結権を保障されているものであるから、その当然の帰結として、使用者は、いずれの組合との関係においても誠実に団体交渉を行うべきことが義務づけられているものといわなければならない。また、単に団体交渉の場面に限らず、すべての場面で使用者は各組合に対し、中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきものであり、各組合の性格、傾向や従来の運動路線のいかんによって差別的な取扱いをすることは許されないものといわなければならない。
- (2) 残業手当が従業員の賃金に対して相当の比率を占めているという労働事情のもとにおいては、長期間継続して残業を命ぜられないことは従業員にとって

経済的に大きな打撃となるものであるから、同一部門における併存組合のいずれの組合員に対しても残業を命ずることができる場合において、一方の組合員に対しては一切残業を命じないという取扱上の差異を設けるについては、そうすることに合理的な理由が肯定されない限り、その取扱いは一方の組合員であるがゆえの差別的不利益取扱いであるといわなければならない。同時に、それは、同組合員を経済的に圧迫することにより組合内部の動揺や組合員の脱退等による組織の弱体化を図るものとして、その所属組合に対する支配介入を構成するものといわなければならない。

3. 解説

本件は、組合併存下における使用者の中立保持義務についてのリーディングケースのひとつです。

労組法のもとにおいて、同一企業内に複数の労働組合が併存する場合には、各組合は、その組織人員の多少にかかわらず、それぞれ全く独自に使用者との間に労働条件等について団体交渉を行い、その自由な意思決定に基づき労働協約を締結し、あるいはその締結を拒否する権利を有しています。各組合がそれぞれ独自の方針に基づいて交渉した結果、合意の有無、妥結内容に差異が生じ、ある組合と他の組合の組合員間に取扱いに差異を生ずることになったとしても、それは、各組合が異なる方針ないし状況判断に基づいて選択した結果が異なるにすぎないものであって、そこから必ずしも不当労働行為の問題が常に生じる訳ではありません。

本件判決も、複数組合併存下においては、使用者に各組合との対応に関して平等取扱い、中立義務が課せられているとしても、各組合の組織力、交渉力に応じた合理的、合目的な対応をすることが右義務に反するものとみなされるべきではないとします。

しかし、本件においては、Y社が、計画残業についてB労組のみと協議を行い、計画残業に反対する姿勢を見せていたX労組とは協議を行わず、その結果、X労組の組合員に対し残業を一切命じなかった際の動機が問題となりました。すなわち、残業を行わせないことにより、X労組の組合員に長期間にわたり経済的に不利益な立場に置いて組織の動揺や弱体化を図るものであったとされました。そして、Y社による、X労組の団結権の否認、組合嫌悪の意図が明らかであるとして、労組法7号3号の支配介入の不当労働行為の成立を認めています。

法政大学法学部講師 山本 圭子（やまもと けいこ）

センターに寄せられた労働相談事例

Q これまで専業主婦をしてきましたが、子供に手がかからなくなったため、1年前から期間の定めのないパートとして販売店で働き始めました。

勤め始めてすぐに、まだ業務に慣れていなかったこともあり、展示中に商品(価格10万円)を落として破損してしまいました。すぐに店長に報告しましたが、「今後は気をつけるように」とだけ言われました。その後、店長が変わり、それまでパートにはノルマがありませんでしたが、ノルマを課されたり、少しのミスで注意されるなど、働きづらくなってきたため、会社を辞めたいと思うようになりました。その旨を店長に相談したところ、「交代要員を探してこないと辞めさせない。もし交代要員なしで辞めるなら、1年前の商品の破損について全額損害賠償してもらおう。その分は給料から差し引く。」と言われました。

交代要員を見つけてこないで辞めることはできないのでしょうか。また、全額損害賠償しなければならないのでしょうか。



A パートタイムで働く場合でも、通常の労働者と同じように労働基準法などの労働に関する法令や民法が適用されます。

したがって、期間の定めのない労働契約では、民法第627条第1項により、労働者は申入れにより退職でき、退職を申入れた日から2週間を経過すると使用者の承諾がなくても退職できます。ただし、就業規則等に別の期限が有る場合は、可能であればそれに従って退職することが望ましいでしょう。いずれの場合であっても交代要員を見つける義務はありません。

次に、損害賠償については、労働者が業務を遂行する過程で通常発生する事が予測されるミス(軽微な過失)の場合は「損害の公平な分担」という信義則があり、労働者の業務遂行を会社が決定する以上、そこから発生することが通常予想される損害は、会社が負担するものとされています。

労働者の犯したミスが通常予想されるものを超えていると考えられるケースで損害賠償責任が発生することもあります。それでも「損害の公平な分担」の見地から、労働者の過失の程度、業務内容、労働条件、勤務態度、会社側の事故防止対策など、様々な事情を考慮して、ケースバイケースで責任の存否、賠償額が決定されます。

今回の事例で、展示中に商品を落としてしまったことが労働者のミスとして通常予想されるものかどうかも含め、損害賠償が必要かは、最終的には裁判所の判断によりますので、賠償額が確定するまで支払いを保留するという選択肢もあります。

なお、損害賠償が確定した場合であっても、会社が一方的に給料から差し引くことは、労働基準法第24条の「賃金の全額払い」に反するため、原則として行うことはできません。

街頭労働相談会をご利用ください!

解雇・雇止めや賃金不払い等の労働問題に関することなど、働く方、雇う方からの相談に応じます。お気軽にご相談ください。

無料
秘密厳守

月日・時間	場 所
2月 2日(木) 11:00-17:00	多摩区役所
2月 15日(水) 12:00-18:00	小田原ダイナシティイースト(イトーヨーカドー小田原店)1階吹抜けイベントスペース
2月 21日(火) 12:00-18:00	イオン秦野ショッピングセンター1階エスカレータ横(無印良品前)

[お問い合わせ先]

*詳細は下記の本所・各支所までお問い合わせください。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/>)

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします!

お申し込みは⇒ [かながわ労働センターニュース](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html) [メルマガ](#) [検索](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>

広告

ZENROSAI NEWS

暮らしを守るための保障のこと あなたと一緒に考えます!



持ち家でも、賃貸でもニーズに合わせて
選べる「住宅」と「家財」の保障

全労済の 住まいる共済

頼れる補償をお望みの方も
安全運転が長い方も

マイカー共済

ムリのない掛金で、
「家族一人一人」に頼れる保障を

こくみん共済

2016年9月新規OPENしました 共済ショップ戸塚

共済ショップ横浜	共済ショップ上大岡
共済ショップ溝の口	共済ショップ横須賀
共済ショップ藤沢	共済ショップ平塚
共済ショップ小田原	共済ショップ相模大野
共済ショップ新横浜	共済ショップ川崎
共済ショップ本厚木	

保障のことなら

全労済 神奈川県本部

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

1416V030



投資信託 金利上乗せ 定期預金

NEW!



広告

定期預金



投資信託

同日申込みで

対象預金の店頭表示金利よりさらに

プラス
十年1.0%金利上乗せ

●スーパー定期預金 ●大口定期預金

預入期間

1年

<お問い合わせ・ご相談は>

一般的な商品案内は…お客様相談デスク

T. 0120-86-6956 (平日 9:00~18:00)

詳しいご相談は…<中央ろうきん>の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については<中央ろうきん>ホームページ

またはお客様相談デスクでご確認ください。

中央労働金庫ホームページ



<http://chuo.rokin.com/>

中央ろうきん

検索

対象条件

投資信託 100万円以上のご購入

※投資信託の新規購入金額と同額までお預け入れいただけます。

●満期時のお取扱い

自動継続(元金継続・元利継続)
または自動解約

※自動継続後の適用金利は、満期日当日における店頭表示金利となります。

※金利上乗せの適用には、投資信託の100万円以上のご購入が条件となります。(公社債投資信託・MMF・日本債券ファンドは対象外となります。)※投資信託と定期預金の同日申込みが条件となります。※満期前の定期預金の中途解約金からの預替はできません。(自動継続の場合は1度でも満期日を跨いでいることが条件となります。)

適用期間

2016年8月22日(月)~2017年3月31日(金)

※ATMや「インターネット/モバイルバンキング」にて作成いただいた定期預金は対象とはなりません。※〈中央ろうきん〉定期預金は、預金保険制度の対象商品です。※店頭表示金利および上乗せ金利は税引き前であり、お利息には20.315%の税金がかかります。※中途解約された場合、当金庫所定の中途解約金利が適用となります。※金利情勢等により、予告なく商品内容を変更したりお取扱いを中止する場合があります。※他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。※店頭に説明書をご用意しています。※最新の店頭表示金利は、店頭または当金庫のホームページでご確認ください。※詳しいお問い合わせ・ご相談は〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。2016年12月1日現在

労働かながわ

平成29年1月4日発行 第705号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問い合わせフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。